

平成29年12月前期定例会 議事録

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・開催日時 平成29年12月15日(金曜日) 16時00分～17時56分・開催場所 人事委員会室・出席者 (委員) 中野委員長 松尾委員 江口委員
(事務局) 山崎事務局長 岸川副事務局長 古沢人事主幹
岩本係長 藤田係長 江口係長 森主事 筒井主事 |
|---|

議事事項

1 平成29年11月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 平成29年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正及び廃止について

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

本年10月に本委員会が行った「職員の給与等に関する勧告」等に基づき、平成29年11月定例県議会に「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例」及び「佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例」が提案されており、これらが原案どおり可決された場合、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する必要がある。

2 改正の内容

- (1) 平成29年12月期に支給する勤勉手当の成績率の上限を改める。(第12条関係)
- (2) 50歳を超える管理職員の給与抑制措置に係る規定を削除する。(附則第2項ないし第4項関係)

3 施行期日

公布の日から施行。(第12条の規定は平成29年12月1日から適用する。)

期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

本年10月に本委員会が行った「職員の給与等に関する勧告」等に基づき、平成29年11月定例県議会に「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例」及び「佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例」が提案されており、これらが原案どおり可決された場合、期末手当及び勤勉手当の運用について所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 平成29年12月期に支給する各職員の勤勉手当の成績率を定めるにあたり、職員の区分ごとの勤勉手当総額の範囲を、以下の表のとおり改正する。

職員の区分		現行	改正後
再任用以外	特定幹部以外の職員	85/100	95/100
	特定幹部職員 (副部長級以上)	105/100	115/100
再任用	特定幹部以外の職員	40/100	45/100
	特定幹部職員 (副部長級以上)	50/100	55/100

(2) 期間の計算について、規定により計算し難い場合はあらかじめ人事委員会へ協議することとなっている。これを国の規定に準じ(国は事務総長)「人事委員会」を「人事委員会事務局長」に改正する。

3 適用日

平成29年12月1日から適用。ただし、(2)については通知の日から適用。

初任給調整手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

本年10月に本委員会が行った「職員の給与等に関する勧告」等に基づき、平成29年11月定例県議会に「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例」が提案されており、これらが原案どおり可決された場合、初任給調整手当に関する規則の一部を改正する必要がある。

2 改正の内容

医療職給料表()の適用を受ける職員の職(医師及び歯科医師)に支給される初任給調整手当の支給限度額の引上げに伴い、支給額の改定を行う。

・初任給調整手当の支給月額限度額(500円引上げ)

現行	改正後
413,800円	414,300円

3 施行期日

公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

初任給調整手当に関する規則第6条第3項の承認についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

本年10月に本委員会が行った「職員の給与等に関する勧告」等に基づき、平成29年11月定例県議会に「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例」が提案されており、これらが原案どおり可決された場合、初任給調整手当に関する規則第6条第3項の承認について所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

特に必要と認めて承認した職員 に対して、規則第6条第3項の規定に基づき支給する初任給調整手当の月額及び支給期間を定める別表を、以下のとおり改正する。

現行

職員の区分 期間の区分	1項職員		
	1種 (56,600円)	2種 (53,800円)	3種 (48,500円)
35年以上36年未満	51,100円	48,300円	43,000円
36 " 37 "	45,600	42,800	37,500
37 " 38 "	40,100	37,300	32,000
38 " 39 "	34,600	31,800	26,500
39 " 40 "	29,100	26,300	
40 " 41 "			



改正後

職員の区分 期間の区分	1項職員		
	1種 (57,100円)	2種 (54,200円)	3種 (48,800円)
35年以上36年未満	51,600円	48,700円	43,300円
36 " 37 "	46,100	43,200	37,800
37 " 38 "	40,600	37,700	32,300
38 " 39 "	35,100	32,200	26,800
39 " 40 "	29,600	26,700	
40 " 41 "			

特に必要と認めて承認した職員：初任給調整手当の支給期間(35年)を経過した後、給与総額が實際上大幅減となり、他職員との均衡上特に必要と認められる職員。ただし、当該手当の支給期間(35年)を経過した日において、65歳を超えた職員には支給しない。

3 適用日

平成29年4月1日から適用。

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則等の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

平成29年11月定例県議会に「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例」及び「佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例」が提案されており、これらが原案どおり可決された場合、佐賀県職員の給料その他の給与支給規則ほか5規則の一部を改正する必要がある。

2 改正の内容

(1) 次の規則について、50歳を超える管理職員の給与抑制措置に係る規定を削除する。

ア 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（附則第2項～附則第5項関係）

イ 農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（附則第2項～附則第4項関係）

ウ 地域手当に関する規則（附則第3項関係）

エ 特地勤務手当等支給規則（附則第2項関係）

オ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（第3条第3項第2号関係）

カ 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給規則（附則第2項関係）

(2) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行。

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則附則第3項の規定の運用についての廃止について

廃止理由について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 廃止の理由

平成29年11月定例県議会に「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例」及び「佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例」が提案されており、これらが原案どおり可決された場合、これらの条例の一部改正により、50歳を超える管理職員の給与抑制措置に係る規定が削除されることに伴い、佐賀県職員の給料その他の給与支給規則附則第3項の規定が削除されるため、佐賀県職員の給料その他の給与支給規則附則第3項の規定の運用についてを廃止する必要がある。

3 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

国の取扱いに準じて、災害応急作業等手当の支給対象等を拡充するため、佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例が平成 29 年 11 月定例県議会に提案されており、これが原案どおり可決された場合、佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する必要がある。

2 改正の内容

(1) 次に掲げる事項を定めることとした。(第 30 条の 2 第 3 項関係)

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例第 31 条の 2 第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定める作業について次のとおり規定する。

ア 原子力災害対策特別措置法に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの(以下「特定原子力事業所」という。)の敷地内において行う作業

イ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(アに掲げるものを除く。)

(2) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行。

災害応急作業等手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

国の取扱いに準じて、災害応急作業等手当の支給対象等を拡充するため、佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例が平成 29 年 11 月定例県議会に提案されており、これが原案どおり可決された場合、災害応急作業等手当の運用について所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内で行う作業のうち、人事委員会が認める施設として、「その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設(人事委員会事務局長が定める施設を除く。)」とする。

(2) 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の改正による条項移動に伴う、所要の規定の整理を行う。

3 適用日

通知の日から適用。

4 佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

学校教育法(昭和22年法律第26号)の改正に伴い、引用条項の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

(1) 次の規定について引用条項を改める。

・大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合を定める規定(第2条関係)

(2) 所要の経過措置を置くこととした。

3 施行期日

平成31年4月1日(学校教育法の一部を改正する法律の施行日)から施行。

報告事項

1 平成29年度佐賀県警察官B採用試験の実施結果について

佐賀県警察本部から報告があった平成29年度佐賀県警察官B採用試験の実施結果について、概要を事務局から報告した。

その他

1 行事予定について